三島村硫黄島の九月踊り

【所　在　地】鹿児島郡三島村硫黄島（三島村硫黄島の九月踊り保存会）
【種　　別】県指定無形民俗文化財
【指定年月日】平成２年３月 23 日

この踊りは，昔，疱瘡の流行から人びとを守るための踊りであったので疱瘡踊りといい，「花の大阪」，「思い立ち」，「祭文幣」から構成されている。

疱瘡踊りは，シベを持って１日目，２日目とも２回ずつ踊られる。他の踊りは，それぞれ「笠踊り」，「杖踊り」，「扇子踊り」，「手踊り」からなり，１日目と２日目とでは，歌，踊り，持ち物が異なる。

１日目の踊りは，お伊勢参りの道中のようすを表し，２日目の踊りは，宮ガラス（先導の女性）の案内で参宮するようすを表している。

踊りは，極めて複雑で，楽はなく，歌いながら優雅に踊るが，身振り，手振りに特色がある。また，踊り手には，厳しい戒律があって，現在も良く守られている。

衣装については，昔は黒紋付裾模様のふり袖，島田の上にちらしの手拭をかぶるものであったが，現在はちりめんの着物を着て，「シマダ」というシベを髪につける。

毎年，地区の女性によって旧暦９月 10 日，11 日の２日にわたって熊野神社に奉納されるので九月踊りともいう。

疱瘡踊りは日本でも鹿児島県内だけにある珍しい芸能であるが，硫黄島が分布の南限地である。ミヤガラスが登場するのは硫黄島だけである。